相馬市 固定資産評価事務取扱要領(家屋)

相馬市総務部税務課固定資産税係

第1章	総則
第11	節 家屋評価の基本事項4
1	相馬市固定資産(家屋)評価要領の意義
	(1) 目的
	(2) 根拠
	(3)適用
2	評価の対象となる家屋
	(1) 家屋要件の判定
	(2) 仮設の建物
	(3)建築中の家屋
	(4)建物であるかどうかを定め難い建造物
3	福島県相双地方振興局県税部評価家屋
	節 評価基準の基本事項6
1	評価基準の主な改正点
	(1) 再建築費評点基準表の改正
	(2) 再建築費評点補正率の算定替え
	(3)経過措置の延長
_	(4) 木造家屋経年減点補正率基準表の見直し
2	評価額の算出方法
	(1)新築及び増築家屋の評価
	(2) 在来分家屋の評価
3	部分別による再建築費評点数の算出方法
	(1) 構造の決定
	(2) 評点項目の決定
	(3)各種補正の決定
4	比準による再建築費評点数の算出方法
5	用途の選定
第2章	木造家屋の評価
第11	節 基本事項
1	定義
2	評価方法
	(1)概要
	(2) 用途区分とその判定基準
	(3) 木造家屋評点基準表の構成
	(4) 再建築費評点数の付設

第3章 非木	造家屋の評価
第1節 基	本事項
1 定義	
(1)	鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)
(2)	鉄筋コンクリート造(RC造)
(3)	鉄骨造 (S造)
(4)	軽量鉄骨造 (LS造)
(5)	コンクリートブロック造 (CB造)、石造、れんが造
2 評価方	法
(1)	概要
(2)	用途区分とその判定基準
(3)	非木造家屋評定基準表の構成
(4)	再建築費評点数の付設
第4章 減額	等に係る制度関係
第1節 新	築減額及び災害等補正2 3
1 新築	住宅に対する減額
(1)	概要
(2)	要件
2 長期	優良住宅に対する減額
(1)	概要
(2)	要件
3 東日	本大震災にかかる被災代替家屋に対する減額
(1)	概要
(2)	要件
4 原子	力災害代替家屋に対する減額
(1)	概要
(2)	要件
5 新築	住宅に併せて新築された住宅用附属屋等に対する減額
(1)	概要
(2)	長期優良住宅
(3)	被災代替家屋及び原子力災害代替家屋
6 東日	本大震災に係る補正
(1)	基本事項
(2)	被害認定基準に対応した損耗残価率
7 被災	代替家屋に対する減額
(1)	概要
(2)	要件

第1章 総則

第1節 家屋評価の基本事項

1 相馬市固定資産 (家屋) 評価事務取扱要領の意義

(1)目的

本要領は、固定資産税における家屋の評価事務の基本的事項を定めることにより、本市における家屋の評価事務の適正な実施を図り、併せて課税の公平に資することを目的とする。

(2) 根拠

固定資産税における固定資産(家屋)の評価及び価格の決定は、地方税法(昭和 25 年 法律第 226 号。以下「法」という。)第 388 条第1項の規定に基づいて定められた固定資 産評価基準(昭和 38 年自治省告示第 158 号。以下「評価基準」という。)によらなければ ならないとされており(法第 403 条第 1 項)、本要領は、評価基準の適用に当たっての本 市の取扱いを定めるものである。

(3) 適用

本要領は、令和6年度課税分から適用する。

なお、新築及び増築家屋については、令和5年1月2日から令和8年1月1日までに建築されたものに適用する。

2 評価の対象となる家屋

固定資産税の課税客体になる家屋(以下「家屋」という。)とは、家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録されたもの、若しくは登録されるものをいう。(法第341条、法第380条、法第381条)

家屋は、不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)における建物と同じであり、ここでいう「建物」とは、不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号)第 111 条に定める「屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるもの」である。

(1) 家屋要件の判定

ア 外気分断性

外気分断性の判断は、屋根、周壁等により外気を分断し得る構造を備えているか否か により行う。

ただし、外気分断性の要件は、周壁については、厳格な意味での外気との分断がされていなくとも、構造物の使用目的、利用状況等を通して、その規模、構造、形状を総合的に考慮し、通常の降雨、降雪等から人又は物品を十分に保護し得る、外界からある程度区画された利用空間を形成しているか否かにより判定する(完全な外気分断性がない立体駐車場等)。

イ 土地への定着性

定着性の要件については、基礎工事や付帯設備の状況により土地への物理的な結合状態をまず判断基準とするものであるが、建物の規模、構造、耐久性、使用目的、利用状況等をも総合的に考慮し、継続的な土地への定着性を有するか否かにより判定する。

具体的には、鉄筋コンクリート等の基礎と建物本体がアンカーボルト等で緊結されていることが判定要件ではあるが、鉄筋コンクリート等の基礎と建物本体がアンカーボルト等で緊結されていない場合でも、上下水道の接続や電気引込工事がなされるなど容易に移動できないこと(永続性)が認められるものは、土地への定着性を有するものと判定する。

ウ用涂性

用途性の判定は、構造物が家屋本来の目的(居住・作業・貯蔵等)を有し、その目的とする用途に供し得る一定の利用空間が形成されているか否かにより行う。

(2) 仮設の建物

工事現場における短期間の利用に止まる事務所、飯場、作業員宿泊所、材料置場、又は仮設興行所、仮設店舗その他これらに類する仮設建造物は、他の一般家屋との均衡を失しない限り、原則として家屋として取り扱わないことが適当である。ただし、その仮設建物が、賦課期日を含めて1年以上継続して存在し、他の一般家屋の施工状況と同程度のものについては、家屋として取り扱う。

(3) 建築中の家屋

固定資産税は、毎年の賦課期日(1月1日)現在に存在する家屋に対して課税するものであるから、建築中の家屋が課税客体である家屋に該当するか否かは、賦課期日現在における状況によって判定する。

賦課期日現在において建築中の家屋については、「固定資産税の性質目的及び地方税 法の規定の仕方からすれば、新築の家屋は、一連の新築工事が完了したときに、固定資 産税の課税対象となると解する」(昭和59年12月7日最高裁判決)とされる判例に より、一連の新築工事が完了した場合に固定資産税の課税客体とする。

なお、「一連の新築工事が完了した場合」とは、施工業者から引渡しがあったとき、 又はその他所有者が当該家屋の用途に供することができるようになったとき(例:居住 用家屋においては、上下水道等が接続され、使用可能となったとき)とし、外構部分の 工事はこれに含まない。

(4) 建物であるかどうかを定め難い建造物

建物であるかどうかを定め難い建造物については、次の例示から類推し、その利用状況等を勘案して判定しなければならない。(不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日付法務省民二第456号法務省民事局長通達。以下同じ。)第77条)

ア 家屋として取扱うもの

- (ア) 停車場の乗降場及び荷物積卸場。ただし、上屋を有する部分に限る。
- (イ) 野球場、競馬場の観覧席。ただし、屋根を有する部分に限る。
- (ウ) ガード下を利用して築造した店舗、倉庫等の建造物。
- (エ) 地下停車場、地下駐車場及び地下街の建造物。
- (オ) 園芸、農耕用の温床施設。ただし、半永久的な建造物と認められるものに限る。

イ 家屋として認定しないもの

- (ア) ガスタンク、石油タンク又は給水タンク。
- (イ)機械上に建設した建造物。ただし、地上に基脚を有し、又は支柱を施したものを 除く。
- (ウ) 浮船を利用したもの。ただし、固定しているものを除く。
- (エ) アーケード付街路(公衆用道路上に屋根の覆いを施した部分)。
- (オ) 容易に運搬することができる切符売場又は入場券売場等

3 福島県相双地方振興局県税部評価家屋

福島県相双地方振興局県税部評価家屋は、福島県相双地方振興局県税部から通知された 「不動産価格決定通知書」に基づき再建築費評点数を決定する。(法第389条)

第2節 評価基準の基本事項

1 評価基準の主な改正点

(1) 再建築費評点基準表の改正

令和4年7月時点の東京都(特別区の区域)における工事原価(「資材費及びその施工に要する労務費」。以下同じ。)の費用を基礎としたものに積算替えを行った。

(2) 再建築費評点補正率の算定替え

木造家屋・・・1.11 非木造家屋・・・1.07

(3)経過措置の延長

現行の評点一点当たりの価額の算定方法、価額の据え置き措置等の経過措置は、令和5年度以降も適用すべきと考えられることから、令和8年度まで延長された。

(4) 木造家屋経年減点補正率基準表の見直し

木造家屋経年減点補正率基準表は、家屋の程度に応じて区分されている各区分の再建築費評点数を物価水準により算定した工事原価に相当する費用の変動に応じたものに見直された。(「木造家屋経年減点補正率基準表の再建築費評点数別区分 新旧対照表」のとおり)

また、用途別区分が整理統合され、「木造家屋再建築費評点基準表」及び「木造家屋再建築費評点基準表」のとおり見直された。

木造家屋再建築費評点基準表

令和3基準年度	令和6基準年度
1 専用住宅用建物	1 戸建形式住宅用建物【名称変更】
2 専用住宅用建物以外の建物	
(1) 共同住宅及び寄宿舎用建物	2集合形式住宅用建物【名称変更】
(2)併用住宅用建物【廃止】	【廃止】
(3) ホテル、団体旅館及び簡易旅館用建物【統合】	5ホテル、旅館用建物【名称変更】
(4) 普通旅館及び料亭用建物	5ホテル、旅館用建物【名称変更】
(5) 事務所及び銀行用建物	3事務所、店舗用建物
(6) 店舗用建物【統合】	3事務所、店舗用建物
(7)劇場用建物	6 劇場用建物
(8)病院用建物	4 病院用建物
(9) 工場、倉庫用建物	7工場、倉庫用建物
(10)附属家用建物【統合】	1 戸建形式住宅用建物【名称変更】
(11) 簡易附属家用建物【統合】	7工場、倉庫用建物
(12) 土蔵用建物 (廃止)	【廃止】

非木造家屋再建築費評点基準表

令和 3 基準年度	令和6基準年度
1事務所、店舗、百貨店用建物	3事務所、店舗用建物【名称変更】
2事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物	
(1) 住宅、アパート用建物【分割】	1 戸建形式住宅用建物【名称変更】
(1) E.E. 774 1/Hærø (Mari	2集合形式住宅用建物【名称変更】
(2) 病院、ホテル用建物	4病院、ホテル用建物
(3) 劇場、娯楽場用等のホール型建物【統合】	3事務所、店舗用建物
(4) 工場、倉庫、市場用建物	5 工場、倉庫用建物【名称変更】
(5) 住宅用コンクリートブロック造建物【分割・統合】	1 戸建形式住宅用建物【名称変更】
	2集合形式住宅用建物【名称変更】
(6) 軽量鉄骨造建物	6 軽量鉄骨造建物
ア住宅、アパート用建物【分割】	(1) 戸建形式住宅用建物【名称変更】
7 170210 17011	(2)集合形式住宅用建物【名称変更】
イ工場、倉庫、市場用建物	(4)工場、倉庫用建物【名称変更】
ウ事務所、店舗、百貨店等用建物	(3)事務所、店舗用建物【名称変更】

木造家屋経年減点補正率基準表の再建築費評点数別区分 新旧対照表

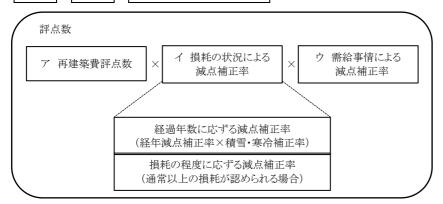
	延べ床面積 1.0 m ² 当たり再建築費評点数			
用途別区分	改正前	改正後		
1 専用住宅、共同住宅、寄宿	53,000 点未	61, 190 点未		
舎及び併用住宅用建物	53,000 点以上83,000 点未	61, 190 点以上 95, 820 点未		
	83,000 点以上 128,000 点未	95,820 点以上 147,770 点未		
	128,000 点以上	147,770 点以上		
2農家住宅用建物	56,000 点未	64,650 点未		
	56,000 点以上 98,000 点未	64,650 点以上113,140 点未		
	98,000 点以上 125,000 点未	113, 140 点以上 144, 300 点未		
	125,000 点以上	144, 300 点以上		
3ホテル、旅館及び料亭用建	54,000 点未	62, 340 点未		
物	54,000 点以上86,000 点未	62, 340 点以上 99, 280 点未		
	86,000 点以上 134,000 点未	99, 280 点以上 154, 690 点未		
	166,000 点以上 166,000 点未	154,690 点以上 191,630 点未		
	166,000 点以上	191,630 点以上		
4事務所、銀行及び店舗用建	53,000 点未	61, 190 点未		
物	53,000 点以上83,000 点未	61, 190 点以上 95, 820 点未		
	83,000 点以上 125,000 点未	95,820 点以上 144,300 点未		
	125,000 点以上	144, 300 点以上		
5 劇場及び病院用建物	53,000 点未	61, 190 点未		
	53,000 点以上83,000 点未	61, 190 点以上 95, 820 点未		
	83,000 点以上 125,000 点未	95,820 点以上 144,300 点未		
	125,000 点以上	144, 300 点以上		
6 公衆浴場用建物	72,000 点未	83, 120 点未		
	72,000 点以上 98,000 点未	83, 120 点以上 113, 140 点未		
	98,000 点以上	113, 140 点以上		
7工場及び倉庫用建物	36,000 点未	41,560 点未		
	36,000 点以上 46,000 点未	41,560 点以上53,110 点未		
	46,000 点以上 56,000 点未	53,110 点以上 64,650 点未		
	56,000 点以上	64,650 点以上		
8 土蔵用建物	68,000 点未	78,500 点未		
	68,000 点以上 161,000 点未	78,500 点以上 185,860 点未		
	161,000 点以上	185, 860 点以上		
9附属家	33,000 点未	38, 100 点未		
	33,000 点以上 51,000 点未	38, 100 点以上 58, 880 点未		
	51,000 点以上	58,880 点以上		

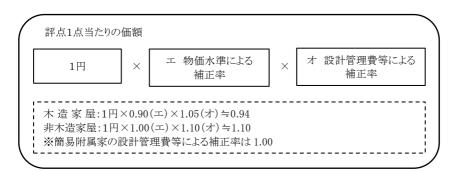
2 評価額の算出方法

(1)新築及び増築家屋の評価

新築及び増築家屋の評価額は次のとおり算出する。

評価額=評点数×評点1点当たりの価額





ア 再建築費評点数

評価対象家屋の構造別区分に応じて、その家屋について適用すべき「家屋評点基準表」を決定し、その家屋の部分別の再建築費評点数(標準評点数×補正係数×計算単位の数値)を求め、各部分ごとの点数を合計したものが、その家屋の「再建築費評点数」となる。

イ 損耗の状況による減点補正率

(ア) 経過年数に応ずる減点補正率

経年減点補正率…年数の経過に応じて通常生じる減価を基にして定めた補正 積雪・寒冷補正率…積雪・寒冷地域に所在する木造家屋は通常以上の損耗が生じる ことを考慮し、地域の級地区分に応じて補正

(イ) 損耗の程度に応ずる減点補正率

天災、火災その他の事由により当該家屋の状況からみて経年減点補正率によることが適当ではないと認められる場合に適用する補正

ウ 需給事情による減点補正率

建築様式が著しく旧式となっている家屋、所在地域の状況により価格が減少すると認められる家屋について補正

エ 物価水準による補正率

家屋の資材費、労務費等の工事原価の地域格差を考慮して定めた補正 評価基準における再建築費評点基準の標準評点数は東京都(特別区の区域)における 工事原価を基に積算(令和6年基準は令和4年7月時点の東京都の工事原価)されてい るので、各市町村に所在する家屋の物価水準に見合った価格を求めるために行う。

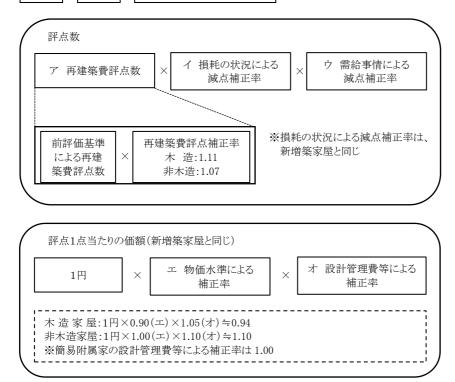
オ 設計管理費等による補正率

家屋の建築費に通常含まれる一般管理費などの負担額及び設計監理費の工事原価に対する割合を考慮した補正

(2) 在来分家屋の評価

在来分家屋の評価額は次のとおり算出する。

評価額=評点数×評点1点当たりの価額



3 部分別による再建築費評点数の算出方法

(1) 構造の決定

評価対象家屋の構造別区分に応じて、評点基準表を選定する。 構造体及び構造上の用途によって判断する。

(2) 評点項目の決定

使用資材に応じて、評点項目を選定する。

(3) 各種補正の決定

家屋の状況により各種補正を適用する。

4 比準による再建築費評点数の算出方法

(1) 比準による再建築費評点数の算出をする家屋の決定

過年度評価となる家屋のうち、当該家屋を捕捉した当該年における固定資産評価基準により評価できるもの以外は、原則、比準方式により再建築費評点数を算出する。

(2) 評点項目の決定

(1) に示す家屋は、建築年、建築区分、木造・非木造区分、用途、種類、構成材料、 屋根種類、鉄骨区分、工法、階数、床面積等に区分した比準表を用いて再建築費評点数を 算出する。

(3) 各種補正の決定

家屋の状況により各種補正を適用する。

5 用途の選定

次表のとおり現況種類を 51 種類に分類し、家屋の利用状況に応じて経年減点補正率基準 表の用途を選定する。

木造家屋経年減点補正率基準表の適用

- 1 専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物の基準表を適用する用途
 - ⇒1 専用住宅, 2 共同住宅, 3 寄宿舎, 4 併用住宅の住宅部分, 5 併用住宅のその他の用の部分
- 2 農家住宅用建物の基準表を適用する用途
 - ⇒6 漁業住宅, 7 農家住宅, 8 蚕用住宅
- 3 ホテル、旅館及び料亭用建物の基準表を適用する用途
 - ⇒9 ホテル, 10 旅館, 11 料亭
- 4 事務所、銀行及び店舗用建物の基準表を適用する用途
 - ⇒12 事務所, 13 銀行, 14 店舗
- 5 劇場及び病院用建物の基準表を適用する用途
 - ⇒15 劇場, 16 映画館, 17 病院
- 6 公衆浴場用建物の基準表を適用する用途
 - ⇒18 公衆浴場
- 7 工場及び倉庫用建物の基準表を適用する用途
 - ⇒19 工場, 20 倉庫
- 8 土蔵用建物の基準表を適用する用途
 - ⇒21 土蔵
- 9 附属家の基準表を適用する用途
 - ⇒22 附属家

非木造家屋経年減点補正率基準表の適用

- 1 事務所、銀行用建物及び2~8以外の建物の基準表を適用する用途 ⇒51 事務所,52 銀行
- 2 住宅、アパート用建物の基準表を適用する用途⇒53 住宅,54 アパート81 寄宿舎
- 3 店舗及び病院用建物の基準表を適用する用途 ⇒55 店舗、56 病院
- 4 百貨店、劇場及び娯楽場用建物の基準表を適用する用途⇒57 百貨店,61 待合,62 劇場,63 娯楽場
- 5 ホテル及び旅館用建物の基準表を適用する用途 ⇒58 ホテル,59 旅館,60 料亭
- 6 市場用建物の基準表を適用する用途
 - ⇒64 市場
- 7 公衆浴場用建物の基準表を適用する用途
 - ⇒65 公衆浴場
- 8 工場、倉庫、発電所、変電所、停車場及び車庫用建物の基準表を適用する用途
- (1) 一般用のもの((2) 及び(3) 以外のもの)

⇒66 工場, 67 倉庫, 68 発電所, 69 変電所, 70 停車場, 71 車庫, 72 その他・ 工場, 73 その他・倉庫, 74 その他・発電所, 75 その他・変電所, 76 その他・ 停車場, 77 その他・車庫

- (2) 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を 直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用*1,2のもの(保管温度が摂氏十度以下に 保たれる倉庫)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの
 - ⇒78 気体の影響を受ける工場等
- (3)塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの
 - ⇒79 潮解性の熱気の影響を受ける工場等
- ※1 「冷蔵倉庫」には、倉庫業法施行規則(昭和31年運輸省令第59号)第3条の11第1項 に規定する冷蔵倉庫又はそれと同等の能力を有する倉庫が該当する。

なお、以前冷凍倉庫として評価を行った倉庫については、冷蔵倉庫と評価用途が分かれているが、評価基準上同等とみなし同じ経年減点補正率基準表を適用する。

※2 ※1 の冷蔵倉庫が他の用途と併せて一棟をなしている場合については、複合用途家屋の 経年減点補正率の取扱いが、主たる用途により一棟単位で行うという原則から、冷蔵倉庫 部分の床面積の占める割合が最も大きい場合に限り、(2)の経年減点補正率を適用する。 ただし、当該家屋について、各々に入口を有し、また各々が壁等で遮断、区分され独立 的な用途をなす構造である場合(区分登記が可能な場合)は、冷蔵倉庫部分について、そ の床面積の割合にかかわらず、(2)の経年減点補正率を適用する。

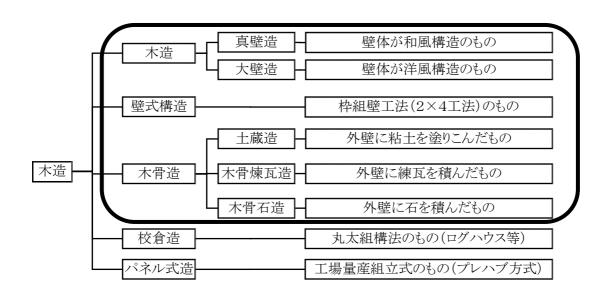
第1節 基本事項

1 定義

家屋は、壁体を構成する骨組などの主要構造部の構成主材により、その家屋全体の構造が区分される。

木造家屋とは、一般的に土台、柱、桁、梁及び小屋組等の軸組部分が木材により接合されているものであり、次のように区分することができる。

<在来工法>



以上、木造家屋には様々な種類が見受けられるが、近年、本市に建築される家屋の多くは、上記の区分のうち木造(真壁造及び大壁造)、壁式構造(枠組壁構造)又はパネル式造により建築されている。

2 評価方法

(1) 概要

木造家屋の評価は、評価基準「第2節木造家屋」により行うものである。

評価に当たっては、まず、当該家屋の構造及び用途の区分に応じ、適用すべき「木造家屋再建築費評点基準表」を判定しなければならない。

次に、当該家屋の各部分別(屋根、基礎及び外壁等)に仕上資材の種類を判定し、その 仕上資材に対応する標準評点数及び構成割合等を付設する。

さらに、各部分別に、所要の補正を施して再建築費評点数を求める。

なお、評価に際しては、原則として1棟を単位として評価するものとするが、1棟の家屋で2以上の異なった構造を有するもの、あるいは増築された部分がある場合は、当該部分を他の部分と区別して評価を行うことができる。

(2) 用途区分とその判定基準

再建築費評点基準表における木造家屋の用途区分は、13種に区分されており、用途別区分とその判定基準は次のとおりである。

なお、適用すべき用途の判定に当たっては、家屋の使用上の用途ではなく、当該家屋の 本来の構造により判定しなければならない。

用途別区分	判定基準		
専用住宅用建物	専ら居住の用に供することのみを目的として建築された建物をいい、二 帯住宅等もこれらに含まれる。(注)		
共同住宅及び寄宿舎 用建物	共同住宅とは、一般的にアパートと呼ばれるもので、1棟の建物内を数室に区画して各世帯が独立して生計を営む設備を有し、通常は廊下及び階段を有する建物をいう。 寄宿舎とは、1棟の建物内を数室に区画し、各部屋は界壁等によって区画されているが、独立して生活単位を営むことができるような構造及び施設を備えず、共用の廊下、便所、洗面所、浴室及び食堂等が設けられている様式の建物をいう。		
併用住宅用建物	1棟の建物内に居住の用に供される部分とその他の用に供される部分とがあり、それぞれ必要な構造施設を有する建物をいう。		
ホテル、団体旅館及 び簡易旅館用建物	ホテルとは、1日を単位として宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させるための建物で、洋式構造及び洋風設備を有する建物をいう。 団体旅館とは、1日を単位として宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させるための建物のうち、主として団体客を対象とする構造の建物をいう。控えの間等がなく、廊下から直接部屋に入り得る構造で、また、大広間等がある場合は少なく、主として学生団体客を対象とする程度の建物をいう。簡易旅館とは、1日を単位として宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる目的で建築された建物のうち、睡眠及び休養に必要な最小限度の設備を有する簡易な建物をいう。		
普通旅館及び料亭用 建物	普通旅館とは、1日を単位として宿泊料または室料を受けて人を宿泊させる目的で建築された建物で、宿泊施設及び宿泊客の飲食に必要な調理をするための設備を有する和風の建物をいう。 料亭とは、自家において料理を調理し、客室において客に飲食させる目的で建築された建物で、宿泊施設を有していない和風の建物をいう。		
事務所及び銀行用建 物	事務所とは、室内において事務又は業務を行うことを目的として建築された建物をいう。 銀行とは、銀行法(昭和56年法律第59号)等の法令による金融一般の業務を行うことを目的として建築された建物をいい、業務を行うのに必要なカウンター、金庫室及び窓口格子等を有する建物をいう。		
店舗用建物	専ら物品の販売、飲食の提供、休憩又は遊戯等を行うことを目的として建築された建物をいい、その目的に供される部分が大部分で、ごく一部分に付属的に事務室、宿直室又は管理人室等の建物の管理に必要な限度の目的に供する部分が併設されている建物をいう。		
劇場用建物	演劇、音楽又は演芸等を催し、客に鑑賞させるために必要な客席、舞台設備、放送設備及び投光設備等を有する建築様式の建物をいう。		
病院用建物	医師又は歯科医師が専ら不特定多数の人のために医業又は歯科医業を営む ことを目的とし、診療室、病室又は歯科技工室等に区分され、相当数の病床 を有する建物をいう。なお、患者の収容施設のないもの及び診療所も病院と して取り扱われる。		
工場、倉庫用建物	工場とは、物品の製造、加工又は修理等の用に供することを目的として建築された建物をいう。 倉庫とは、物品の貯蔵集積などを目的として建築された建物をいう。		
附属家用建物	専用住宅、併用住宅又は農家住宅等の本屋に附属して建築された建物をい う。		
簡易附属家用建物	附属家のうち、比較的簡易なものを特に簡易附属家といい、簡易な物置、 作業場、浴場及び便所等がこれに属する。		
土蔵用建物	物品の保管及び貯蔵等の用に供することを目的として建設され、防火的な 和風構造の建物をいう。		

(注) 二世带住宅認定要件

- ・不動産登記法上区分登記可能と思われる一棟の建物
- ・不動産登記法に準じ、世帯区分条件を満たす一棟の建物
- ・原則、以下すべての条件を満たすもの
 - ①玄関が、主世帯、従世帯各々有すること。
 - ②台所が、主世帯、従世帯各々有すること。
 - ③トイレが、主世帯、従世帯各々有すること。
 - ④各々の世帯が、壁等で遮断、区分※され独立的な住宅(居宅)として用途をなす構造であること。
- ※「壁等で遮断、区分」とは、主世帯、従世帯の連絡通路が、ドア等で仕切られる構造であり、室内(続間等)で一般的に襖、障子等で仕切られた構造は認定できない。

(3) 木造家屋評点基準表の構成

部分別区分、評点項目及び標準評点数、標準量、補正項目及び補正係数、計算単位により構成され、それぞれの内容は次に示すとおりである。

ア 部分別区分

木造家屋評点基準表では、家屋をいくつかの部分に区分して、それぞれの部分に係る 再建築費評点数を算出し、これを合算して対象家屋の再建築費評点数を求める。

部分別区分は、家屋の表面に現れた部分から隠れた内部をも推定して評点しうるように、家屋の構造を外見的な面から区分しているもので、評点数の付設を容易にするために設けられた区分である。部分別区分及びその内容は次のとおりである。

部分別		内容		
(1)	構造部	家屋の骨組を構成する部分をいう。		
		(ア)主体構造部	柱、梁(土台、桁)、壁体、床組、小屋組等、家 屋の主体となる構造部分をいう。	
		(イ)基礎	建物の基礎、根切工事、地業工事をいう。	
(2)	外壁仕上	外周壁の仕上	部分とその下地部分をいう。	
(3)	内壁仕上	間仕切壁の両	面、外周内壁の仕上部分とその下地部分をいう。	
(4)	床仕上	床面の仕上部	分とその下地部分をいう。	
(5)	天井仕上	天井面の仕上部分とその下地部分をいう。		
(6)	屋根仕上	屋根面の仕上	部分とその下地部分をいう。	
(7)	建具	窓、出入口等	の建具及びその取付枠並びにシャッター等をいう。	
(8)	建築設備		ス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附 能を発揮するための設備をいう。	
(9)	仮設工事	敷地の仮囲、水盛、遣方、足場等の建物の建築に必要な準備工事 又は工事中の保安のための工事をいう。		
(10)	その他工事		のいずれの部分にも含まれない部分をいい、樋、階 これに含まれる。	

イ 評点項目

木造家屋の構造に応じ、木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によって標準評点数を付設するための項目として設けられたものである。

ウ 標準評点数

評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。令和6年基準は令和4年7月時点の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の1円を1点として表したものである。

工 補正項目

部分別区分ごとの標準評点数を補正し、部分別の再建築評点数を算出するために設けられたものである。

各評点項目別の標準評点数は、一定の標準量に基づいて算出されたものであるが、各個の家屋は必ずしも標準量と等しく建築されていない。

したがって、評価対象家屋の各部分の工事の施工量等が標準評点数の標準量と相違する場合に標準評点数を補正して実態に適合する評点数を求めるために設けられた項目である。

才 補正係数

標準評点数を評価対象家屋の実態に適合させるために定めた、補正項目ごとの係数である。

カ 計算単位

再建築費評点基準表の標準評点数は、家屋の床面積 $1 \, \mathrm{m}^3$ 当たりを単位として示されたものや、設備 $1 \, \mathrm{alg}$ 1 船当たりを単位として示されたもの等、各部分別区分ごとに定めた単位により決定される。

そのため、評価対象家屋の各部分別の再建築費評点数を算出する場合には、標準評点数に各部分別ごとに再建築費評点基準表に示された延べ床面積等の計算単位を乗じて求める。

(4) 再建築費評点数の付設

ア 評点項目及び標準評点数

(ア) 基本的な付設の方法

評価対象家屋の各部分を調査し、部分別区分ごとに使用されている建築資材、建築 設備等の種別、等級及び施工の態様等に応じ該当する評点項目を適用し、当該評点項 目に係る標準評点数を部分別ごとに付設する。

(イ) 同一部分内に2以上の評点項目に該当する建築資材が使用されている場合

当該各評点項目に係る建築資材の施工量について、当該部分別の工事の施工量に占める割合(以下「施工割合」という。)を求め、部分別の平均標準評点数を算出する。また、各部分別の仕上げ等において、仕上げが施工されていない部分がある場合は、施工割合において、「仕上げなし」の評点項目により割合計算を行う。

イ 補正項目及び補正係数

(ア) 基本的な付設の方法

部分別区分ごと、あるいは評点項目ごとに設けられた補正項目別に評価対象家屋の施工の実態に適合させるため、補正係数によって標準評点数を補正する。

なお、基準表に示された補正係数の範囲内で、その標準評点数を補正しきれない場合には、択一方式の補正を除き、実態に応じて必要な範囲で限度を超えた補正係数を設定しても差し支えない。

(イ) 同一部分に2以上の補正項目がある場合

当該補正項目の補正係数を連乗して補正係数を求める。

ウ 1 ㎡当たり再建築費評点数の算出

1 m³当たり再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に補正係数を乗じて算出した 部分別の1 m³当たり再建築費評点数を合算して求める。

第1節 基本事項

1 定義

非木造家屋とは、木造家屋以外の家屋であり、主体構造部の違いからおおむね次のように区分されている。

(1) 鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)

骨組を鉄骨と鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築した基礎、柱、梁、壁体、床版、小屋組及び屋根版等の主体構造部分をいうものである。

(2) 鉄筋コンクリート造(RC造)

骨組を鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築した基礎、柱、梁、壁体、床版、小屋組及び屋根版等の主体構造部分をい うものである。

(3) 鉄骨造 (S造)

形鋼と鋼板(部材厚4mmを超えるもの)とを組合せ、ボルト接合又は溶接によって 構築した基礎、柱、梁、壁体、小屋組及び屋根版等の主体構造部分をいうものである。

(4) 軽量鉄骨造(LS造)

形鋼と鋼板(部材厚4mm以下のもの)を組み合わせ、ボルト接合又は溶接によって 構築した基礎、柱、梁、壁体、小屋組及び屋根版等の主体構造部分をいうものである。

(5) コンクリートブロック造 (CB造)、石造、れんが造

コンクリートブロック、石又はれんがをモルタルをもって組積し、鉄筋で補強した 基礎、壁体、小屋組及び屋根版等の主体構造部分をいうものである。

2 評価方法

(1) 概要

非木造家屋の評価は、評価基準「第3節非木造家屋」により行うものである。

評価に当たっては、まず、当該家屋の構造及び用途の区分に応じ、適用すべき「非 木造家屋再建築費評点基準表」を判定しなければならない。

次に、当該家屋の各部分別(屋根、基礎工事及び外部仕上等)に仕上資材の種類を 判定し、明確計算又は不明確計算により、その仕上資材に対応する標準評点数、構成 割合及び使用量等を付設する。

明計算を採用する場合であっても必ずしも一棟の建物のすべての部分別の施工量が明らかであることが条件ではなく、一部の部分別だけを明計算し、その他を不明計算しても差し支えない。

さらに、各部分別に、所要の補正を施して再建築費評点数を求める。

なお、原則として1棟を単位として評価するものとするが、1棟の家屋で2以上の 異なった構造を有するもの、あるいは増築された部分がある場合は、当該部分を他の 部分と区別して評価を行うことができる。

(2) 用途区分とその判定基準

再建築費評点基準表における非木造家屋の用途区分は、次の7種に区分されており、 用途別区分とその判定基準は次のとおりである。

用途別区分	判定基準		
事務所、店舗、 百貨店用建物	事務所とは、室内において事務又は業務を行うことを目的として建築された建物をいう。 店舗及び百貨店とは、専ら物品の販売及び購入を目的とし、客に飲食、 休憩、遊戯などをさせることを目的として建築された建物をいう。		
住宅、アパート用 建物	専ら居住の用に供することを目的とした構造形式の建物をいう(注)		
病院、ホテル用建物	ホテルとは、1日を単位として宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる ための建物をいう。 病院とは、医師又は歯科医師が専ら不特定多数の人のために医業又は歯 科医業を営むことを目的に必要な構造施設を有する建物をいう。		
劇場、娯楽場用等の ホール型建物	映画、音楽、スポーツ、ダンス、演劇又は演芸等を公衆へ視聴させ、遊 戯舞踏を行うことを本来の目的として建築された建物をいう。		
工場、倉庫、市場用建物	工場とは、物品の製造、加工、工作又は修理の用に供することを目的として建築され、営業上必要な構造施設を有する建物をいう。 倉庫及び市場とは、物品の保管及び集積の用に供することを目的として 建築され、営業上必要な構造施設を有する建物をいう。		
住宅用コンクリート ブロック造建物	居住の用に供することを目的とした建物のうち、補強コンクリートブロック造、型枠コンクリートブロック造及び組積造の建物をいう。		
軽量鉄骨造建物	建物の主体構造部が軽量形鋼によって構成されている建物をいう。軽量 鉄骨造は、さらに(1)住宅、アパート用建物、(2)工場、倉庫、市場 用建物、(3)事務所、店舗、百貨店用建物に区分される。		

(注) 二世带住宅認定要件

- ・不動産登記法上区分登記可能と思われる一棟の建物
- ・不動産登記法に準じ、世帯区分条件を満たす一棟の建物
- ・原則、以下すべての条件を満たすもの
 - ①玄関が、主世帯、従世帯各々有すること。
 - ②台所が、主世帯、従世帯各々有すること。
 - ③トイレが、主世帯、従世帯各々有すること。
 - ④各々の世帯が、壁等で遮断、区分**され独立的な住宅(居宅)として用途をなす構造であること。
 - ※「壁等で遮断、区分」とは、主世帯、従世帯の連絡通路が、ドア等で仕切られる構造であり、室内(続間等)で一般的に襖、障子等で仕切られた構造は認定できない。

(3) 非木造家屋評点基準表の構成

部分別区分、評点項目及び標準評点数、標準量、補正項目及び補正係数、計算単位 により構成され、それぞれの内容は次に示すとおりである。

ア 部分別区分

非木造家屋評点基準表では、家屋をいくつかの部分に区分して、それぞれの部分に 係る再建築費評点数を算出し、これを合算して対象家屋の再建築費評点数を求める。 部分別区分及びその内容は次のとおりである。

部分別			内容		
(1)	構造部	家屋の骨組を構	成する部分をいう。		
		(ア)主体構造部	基礎、柱、梁、壁体、床版、小屋組、屋根版 等、家屋の主体となる構造部分をいう。		
		(主体構造部の	(鉄骨鉄筋コンクリート造)		
		種別)	骨組を鉄骨と鉄筋で組み、その外部に型枠を構		
			成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して 構築したもの。		
			(鉄筋コンクリート造)		
			骨組を鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、		
			これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築し		
			たもの。		
			(鉄骨造)		
			形鋼と鋼板とを組合せ、ボルト接合又は溶接に よつて構築したもの。		
			(コンクリートブロック造)		
			コンクリートブロックをモルタルをもつて組積		
			し、鉄筋で補強したもの。		
		(イ) 基礎工事	建物の荷重を支える地下構造部分を築造するた		
			めの工事、建物による荷重と地盤の状況に応じて 施工する工事等をいう。		
		(ウ) 外周壁骨組	外周壁の骨組で主体構造部を構成しないものを		
			いう。		
		(工) 間仕切骨組	内部の各部屋を区画する間仕切の骨組をいう。		
(2)	外壁仕上	外周壁の仕上部	分とその下地部分をいう。		
(3)	内壁仕上	内周壁の仕上部	分とその下地部分をいう。		
(4)	床仕上	床の仕上部分と	その下地部分をいう。		
(5)	天井仕上	天井の仕上部分	とその下地部分をいう。		
		建物の覆蓋を構	成する屋根部分のうち、主体構造部に含まれる小		
(6)	屋根仕上		と除いた屋根面の仕上部分及びその下地部分をい		
		う。			
(7)	建具	窓、出入口等の	建具及びその取付枠並びにシャッター等をいう。		
(8)	特殊設備	劇場等のステージ、銀行のカウンター、金庫室等の特殊な設備及 び階段の手摺等に別に装飾を施したもの等をいう。			
(9)	建築設備	電気設備、衛生設備、空調設備等家屋に附属して家屋の機能を発 揮するための設備をいう。			
(10)	仮設工事		盛、遣方、足場等の建物の建築に必要な準備工事 のための工事をいう。		
(11)	その他工事		でのいずれの部分にも含まれない木工事、金属工		

イ 評点項目

各部分別ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によって標準評点数を付設するための項目として設けられたものである。

ウ 標準評点数

(ア) 明確計算の場合

実際に使用された資材等の使用量を単位(t、m²、m³、個数等)とする「単位当たり標準評点数」をいう。

(イ) 不明確計算の場合

評点項目の区分に従い、標準的な非木造家屋の各部分別の単位当たり施工量(標準量)に対する工事費を基礎として算出した評点数をいう。

(ウ) 共通事項

令和6年基準は令和4年7月時点の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の1円を1点として表したものである。

工 補正項目

部分別区分ごとの標準評点数を補正し、部分別の再建築評点数を算出するために設けられたものである。

(ア) 明確計算の場合

実際の使用量により評点されるため、「施工量の多少」による補正は行われないが、必要に応じて「施工の程度」等による補正を行うことができる。

(イ) 不明確計算の場合

各評点項目別の標準評点数は、一定の標準量に基づいて算出されたものであるが、 各個の家屋は必ずしも標準量と等しく建築されていない。

したがって、評価対象家屋の各部分の工事の施工量等が標準評点数の標準量と相違する場合に標準評点数を補正して実態に適合する評点数を求めるために設けられた項目である。

才 補正係数

標準評点数を評価対象家屋の実態に適合させるために定めた、補正項目ごとの係数である。

カ 計算単位

(ア) 明確計算の場合

実際に使用された資材等の使用量が計算単位となるため、「単位(、㎡、㎡、個数等)当たり標準評点数」に使用量を乗じて求める。

(イ) 不明確計算の場合

再建築費評点基準表の標準評点数は、家屋の床面積 $1 \, \mathrm{m}^3$ 当たりを単位として示されたものや、設備 $1 \, \mathrm{all}$ 1 組当たりを単位として示されたもの等、各部分別区分ごとに定めた単位により決定される。

そのため、評価対象家屋の各部分別の再建築費評点数を算出する場合には、標準 評点数に各部分別ごとに再建築費評点基準表に示された延べ床面積等の計算単位を 乗じて求める。

(4) 再建築費評点数の付設

ア 評点項目及び標準評点数

(ア) 基本的な付設の方法

評価対象家屋の各部分を調査し、部分別区分ごとに使用されている建築資材、建築設備等の種別、等級及び施工の態様等に応じ該当する評点項目を適用し、当該評点項目に係る標準評点数を部分別ごとに付設する。

(イ) 同一部分内に2以上の評点項目に該当する建築資材が使用されている場合

a 明確計算の場合

建築資材ごとに「単位当たり標準評点数」に定める各評点項目の標準評点数に使 用量を乗じて、各部分別に再建築費評点数を求める。

b 不明確計算の場合

当該各評点項目に係る建築資材の施工量について、当該部分別の工事の施工量に 占める割合(以下「施工割合」という。)を求め、部分別の平均標準評点数を算出 する。

また、各部分別の仕上げ等において、仕上げが施工されていない部分がある場合は、施工割合において、「仕上げなし」の評点項目により割合計算を行う。

イ 補正項目及び補正係数

(ア) 基本的な付設の方法

部分別区分ごと、あるいは評点項目ごとに設けられた補正項目別に評価対象家屋の施工の実態に適合させるため、補正係数によって標準評点数を補正する。

なお、基準表に示された補正係数の範囲内で、その標準評点数を補正しきれない場合には、択一方式の補正を除き、実態に応じて必要な範囲で限度を超えた補正係数を設定しても差し支えない。

(イ) 同一部分に2以上の補正項目がある場合

当該補正項目の補正係数を連乗して補正係数を求める。

ウ 1 ㎡当たり再建築費評点数の算出

1 m³当たり再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に補正係数を乗じて算出した 部分別の1m³当たり再建築費評点数を合算して求める。

第4章 減額等に係る制度関係

第1節 新築減額及び災害等補正

1 新築住宅に対する減額

(1) 概要

新築住宅で、次の要件に該当する者は、建築された年の翌年度から3年度分(中高層耐火建築物のものは、5年度分)に限り最高120㎡(床面積)まで、固定資産税が2分の1に減額される。(法附則第15条の6第1項及び第2項、法施行令附則第12条第4項)

また、前述の二世帯住宅認定要件を満たす場合、減額の適用は、建築された年の翌年度から3年度分(中高層耐火建築物のものは、5年度分)に限り最高240㎡(床面積)まで、固定資産税が2分の1に減額される。ただし、各々の世帯が、壁等で遮断、区分され独立的な住宅(居宅)となる床面積が50㎡に満たない場合は、最高120㎡まで固定資産税が2分の1に減額される。

なお、モデルハウス及び別荘は、建築目的が居住用を目的として建築された家屋ではないため、減額の対象とはならない。

(2) 要件

居住面積が50 ㎡以上(共同住宅の貸家は一区画当たり40 ㎡以上)280 ㎡以下の住宅(法施行令附則第12条第1項第7号)

※併用住宅については、居住用の床面積が全体の2分の1以上(法施行令附則第 12 条 第2項)

2 長期優良住宅に対する減額

(1) 概要

新築住宅のうち「認定長期優良住宅」の固定資産税については、建築された年の翌年度から5年度分(中高層耐火建築物のものは、7年度分)限り最高120㎡(床面積)まで、固定資産税が2分の1に減額される。(法附則第15条の7第1項及び第2項)

また、前述の二世帯住宅認定要件を満たす場合、減額の適用は、建築された年の翌年度から5年度分(中高層耐火建築物のものは、7年度分)に限り最高240㎡(床面積)まで、固定資産税が2分の1に減額される。ただし、各々の世帯が、壁等で遮断、区分され独立的な住宅(居宅)となる床面積が50㎡に満たない場合は、最高120㎡まで固定資産税が2分の1に減額される。

(2) 要件

「新築住宅に対する減額」と同様である。

3 東日本大震災にかかる被災代替家屋に対する減額

(1) 概要

令和8年3月31日までに東日本大震災で滅失又は損壊(り災証明書の判定が「半壊」以上)した家屋に代わる家屋を取得した場合、固定資産税(及び都市計画税)の被災家屋の床面積に相当する分の税額について、取得又は改築後4年間は2分の1が減額、その後2年間は3分の1が減額される。(法附則第56条第11項)

(2) 要件

- ア 被災家屋を滅失又は所有権を移転していること
- イ 代替家屋と被災家屋の用途が同じ

ウ 代替家屋と被災家屋の所有者が同じ、代替家屋の所有者が被災家屋の所有者の相続人 又は代替家屋の所有者が被災家屋の所有者と同居する3親等以内の親族 (法施行令附則第33条第14項第1号、第2号及び第3号)

工 法人

- (ア) 代替家屋と被災家屋の所有者が同法人
- (イ) 当該法人が合併で消滅した場合、合併後存続する法人又は合併で設立された法人
- (ウ) 当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させた場合、その分割承継法人 (法施行令附則第33条第14項第4号)

4 原子力災害代替家屋に対する減額

(1) 概要

居住困難区域指定解除公示日から3ヵ月以内(新築の場合は1年以内)に居住困難区内にある家屋(以下、「従前家屋」という。)に代わる家屋を取得した場合、固定資産税及び都市計画税の従前家屋の床面積に相当する分の税額について、取得又は改築後4年間は2分の1が減額、その後2年間は3分の1が減額される。(法附則第56条第14項)

(2) 要件

- ア 代替家屋と従前家屋の用途が同じ
- イ 代替家屋の所有者が「居住困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者 (法施行令第33条第23項第1号)」(以下、「第1号に掲げる者」という。)と同じ
- ウ 代替家屋の所有者が「第1号に掲げる者」の相続人(法施行令第33条第23項第2号)
- エ 代替家屋の所有者が「第1号に掲げる者」と同居する3親等以内の親族 (法施行令第33条第23項第3号)

才 法人

- (ア)代替家屋の所有者が「第1号に掲げる者」と同じ
- (イ) 当該法人が合併で消滅した場合、合併後存続する法人又は合併で設立された法人
- (ウ) 当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させた場合、その分割承継法人 (法施行令第33条第23項第4号)

5 新築住宅に併せて新築された住宅用附属家等に対する減額

(1) 概要

新築住宅(以下「主家屋」という。)に併せて新築された住宅用附属家等(物置、車庫及びアルミサンルーム等。以下「従家屋」という。)については、「住宅に附属し、住宅と一体となってその効用を果たしている場合には、住宅に含まれることとなる」ことから、「同一敷地内に建築された附属家としての物置及び車庫」等の従家屋も住宅に含まれ、従家屋も減額の対象となる。

しかし、主家屋に 120 ㎡ (上限床面積) 分の減額を適用した場合、従家屋に減額を適用することはできない。

(2) 長期優良住宅

長期優良住宅に併せて新築された従家屋についても同様の取扱いとする。

(3) 被災代替家屋及び原子力災害代替家屋

被災及び原子力災害による代替家屋に併せて新築された従家屋についても 120 ㎡ (上限 床面積) を被災又は従前家屋の床面積に置き換え、同様の取扱いとする。

6 東日本大震災に係る補正

(1) 基本事項

被害の程度及び状況に応じた損耗補正(損耗の状況による減点補正率)を適用する。適用に当たっては、次の(2)及び(3)を連乗し、経年減点補正率と損耗補正率との積が0.10を最低限度として補正する。(「家屋の損耗減点補正率の適用方法等について」

(平成12年9月1日自治評第37号自治省税務局資産評価室長通知))

ただし、損耗補正を適用すべき客観的根拠がなくなった場合には、翌年度からその補正は適用しない。

なお、東日本大震災により被害を受けた家屋については、次の(2)及び(3)のとおり損耗残価率を適用する。(「東日本大震災により被害を受けた地方団体等における平成24年度の固定資産の評価替えについて」(平成23年10月14日総税評第46号総務省自治税務局資産評価室長通知)

(2)被害認定基準に対応した損耗残価率

平成27年度以降、東日本大震災により被災した家屋について、り災証明の判定を活用し、それぞれの区分に応じた損耗残価率を設定し適用していたが、令和4年度から修繕状況に応じ、評価額の減額割合を見直す。

※修繕が行われていない場合

り災証明判定	全壊	大規模半壊	半壊
損耗残価率	40%	55%	75%

※修繕が行われた場合

り災証明判定	全壊	大規模半壊	半壊
損耗残価率	90%	90%	90%

7 被災代替家屋に対する減額

(1) 概要

震災等により滅失又は損壊(り災証明書の判定が「半壊」以上)した家屋に代わる家屋を取得した場合、固定資産税(及び都市計画税)の被災家屋の床面積に相当する分の税額について、取得後4年間は2分の1が減額される。(地方税法第352条の3)

(2) 要件

- ア 被災家屋を滅失していること
- イ 代替家屋と被災家屋の用途が同じ
- ウ 代替家屋と被災家屋の所有者が同じ、代替家屋の所有者が被災家屋の所有者の相続人 又は代替家屋の所有者が被災家屋の所有者と同居する3親等以内の親族

工 法人

- (ア) 代替家屋と被災家屋の所有者が同法人
- (イ) 当該法人が合併で消滅した場合、合併後存続する法人又は合併で設立された法人
- (ウ) 当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させた場合、その分割承継法人 (法施行令附則第33条第14項第4号)
- オ 震災等の発生の日から被災年の翌年3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得した家屋であること

参考文献

- ·固定資産評価基準(編集:固定資産税務研究会 発行:一般財団法人地方財務協会)
- ·固定資産税評価基準解説(編集:固定資産税務研究会 発行:一般財団法人地方財務協会)
- ・木造家屋評価実務マニュアル (編集・発行:一般財団法人資産評価システム研究センター)
- ・非木造家屋評価実務マニュアル (編集・発行:一般財団法人資産評価システム研究センター)
- ・固定資産税実務提要(編集:固定資産税務研究会 発行:株式会社ぎょうせい)
- ・要説固定資産税(編集:固定資産税務研究会 発行:株式会社ぎょうせい)
- ・固定資産税の法律事務(編集:固定資産税務研究会 発行:新日本法規出版株式会社)

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。